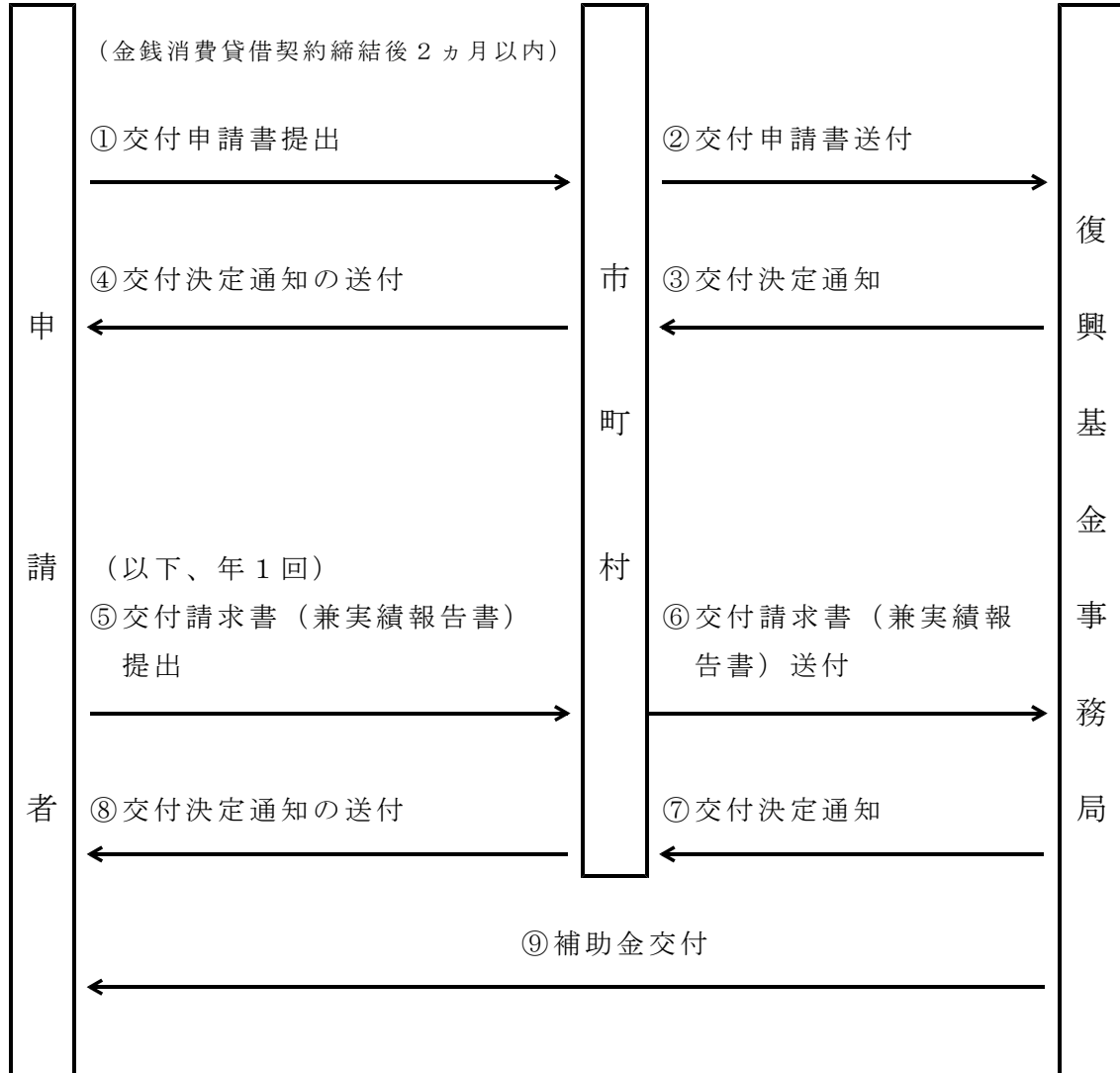


事業メニュー	被災者住宅支援対策事業 「被災者住宅復興資金利子補給」	事業期間	H17～H21 (申請)								
事業目的	被災住宅の復興のために必要な資金を借り入れる者に対し、利子補給を行うことにより、被災者の住宅再建の促進を図る。										
事業内容等	<p>1 利子補給対象者 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 新潟県中越大震災により自ら居住していた住宅(宅地を含む)に被害を受けた者(以下「被災者」という。)で、新潟県内において、自ら居住するための住宅を建設、購入又は補修する者</p> <p>(2) 被災者の親族であって、県内において、当該被災者が居住するための住宅の建設、購入又は補修をする者</p> <p>2 利子補給対象資金 次の借入先から借入れをした住宅資金で、平成22年1月31日までに償還が開始されるもの</p> <p>(1)住宅金融公庫 (2)民間金融機関 (3)独立行政法人雇用・能力開発機構 (4)地方公務員共済組合、その他貸付事業を行う団体 (5)事業所等(融資制度について明文の規定があるものに限る)</p> <p>3 利子補給対象融資額</p> <table> <tr> <td>・建設・購入の場合</td> <td>1,100万円</td> </tr> <tr> <td>・補修の場合(宅地のみの補修を含む)</td> <td>590万円</td> </tr> </table> <p>4 利子補給期間 5年間</p> <p>5 利子補給率</p> <table> <tr> <td>年収800万円以下の場合 (給与所得者以外の者は所得金額600万円以下)</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>年収800万円超の場合 (給与所得者以外の者は所得金額600超)</td> <td>1.0%</td> </tr> </table> <p>※融資利率を上限とする。</p>			・建設・購入の場合	1,100万円	・補修の場合(宅地のみの補修を含む)	590万円	年収800万円以下の場合 (給与所得者以外の者は所得金額600万円以下)	1.9%	年収800万円超の場合 (給与所得者以外の者は所得金額600超)	1.0%
・建設・購入の場合	1,100万円										
・補修の場合(宅地のみの補修を含む)	590万円										
年収800万円以下の場合 (給与所得者以外の者は所得金額600万円以下)	1.9%										
年収800万円超の場合 (給与所得者以外の者は所得金額600超)	1.0%										
申請方法	申請先：市町村を經由し、基金事務局に提出 申請方法：所定の様式に必要書類を添付して申請										
担当	土木部都市局建築住宅課街並み推進係 内線：3387										

(様式3)

事務手続きフロー図 (毎年交付請求・額確定の場合)

事業メニュー：被災者住宅支援対策事業「被災者住宅復興資金利子補給」



(様式3)

事務手続きフロー図 (一括交付決定・額確定の場合)

事業メニュー：被災者住宅支援対策事業「被災者住宅復興資金利子補給」

